

平成30年度盛岡市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 146条第 2 項の規定により，平成30年度盛岡市一般会計

平成 30 年度 盛 岡 市 一 般 会 計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
2	総務費	1 総務管理費 国土調査事業（補助）	23,668,000	23,668,000
3	民生費	1 社会福祉費 プレミアム付商品券事業	20,411,000	20,411,000
		老人福祉施設整備助成事業	70,000,000	70,000,000
		老人福祉施設開設準備経費助成事業	16,000,000	16,000,000
		老人福祉センター施設整備事業	27,336,000	27,335,445
		2 児童福祉費 私立児童福祉施設整備助成事業	330,209,000	330,209,000
4	衛生費	1 保健衛生費 水道事業会計への負担金等	50,000,000	50,000,000
		2 清掃費 リサイクルセンター施設整備事業	9,743,000	9,743,000
		旧清掃工場施設解体事業	13,662,000	13,662,000
6	農林費	1 農業費 経営体育成支援事業	68,098,000	16,688,000
		産地パワーアップ事業	200,149,000	200,149,000
		2 林業費 市有林造成事業（補助）	9,866,000	9,865,620
8	土木費	2 道橋りょう路費 道路橋りょう維持管理事業	7,500,000	7,500,000
		市道舗装新設改良事業	20,471,000	20,470,652
		側溝整備事業	11,207,000	10,438,040
		踏切拡幅対策事業	26,429,000	26,428,948
		内丸大沢川原一丁目線融雪設備整備事業	343,000	342,720
		岩手公園開運橋線道路整備事業	74,195,000	74,194,092
		都南中央第二地区生活環境整備事業	224,000	223,583
		都南中央第三地区生活環境整備事業	21,041,000	20,541,528
		道明地区生活環境整備事業	126,395,000	125,894,920
		下太田地区生活環境整備事業	13,640,000	13,640,000
		東中野門線道路整備事業	20,425,000	16,452,674

繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 の 内 訳				
既 収 入	未 収 入	特 定	財 源	一 般 財 源
特 定 財 源	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
	17,751,000			5,917,000
	20,411,000			
		70,000,000		
	16,000,000			
		24,700,000		2,635,445
	288,599,000			41,610,000
		50,000,000		
				9,743,000
		12,200,000		1,462,000
	16,688,000			
	200,149,000			
	9,755,125			110,495
	3,750,000	3,300,000		450,000
	10,235,827	9,200,000		1,034,825
		9,400,000		1,038,040
	14,536,000	10,700,000		1,192,948
	205,632	100,000		37,088
	40,806,750	30,100,000		3,287,342
	106,411	100,000		17,172
	10,259,438	9,200,000		1,082,090
	32,151,242	28,900,000		64,843,678
	6,820,000	6,200,000		620,000
	8,498,971	7,200,000		753,703

款	項	事業名	金額		
			翌年 繰越	年度 額	
8 土木費	2 道橋りよう路費	東中野14号線道路整備事業	11,413,000	11,412,641	
		三本柳線道路整備事業	1,244,000	1,243,597	
		新幹線側道2号線外1路線道路整備事業	47,149,000	47,148,577	
		一の渡岩洞湖線道路整備事業	133,208,000	133,207,985	
		渋民東線道路整備事業	60,929,000	60,928,296	
		津志田白沢線道路整備事業	99,726,000	92,755,954	
		橋りよう維持補修事業	173,545,000	173,543,000	
		ひとにやさしいみちづくり事業	17,397,000	17,397,000	
		大平名乗沢線外道路整備事業	2,000,000	2,000,000	
		高橋線道路整備事業	126,571,000	126,570,448	
		好摩永井線道路整備事業	3,757,000	3,756,324	
		岩山2号線道路整備事業	22,356,000	22,355,600	
		渋民好摩線道路整備事業	9,756,000	9,741,600	
		南大通二丁目南大橋線外道路整備事業	9,000,000	9,000,000	
		南大橋明治橋線道路整備事業	14,172,000	14,171,296	
		柴沢下田線道路整備事業	85,300,000	85,230,372	
		繫26号線道路整備事業	99,230,000	99,229,648	
		交通安全施設整備事業	28,255,000	28,254,107	
		新庄1号線道路整備事業	1,771,000	1,770,655	
		みたけ4号線道路整備事業	68,458,000	61,463,454	
		日戸柴沢線道路整備事業	4,290,000	4,289,650	
		前田岩洞湖線道路整備事業	9,730,000	9,729,887	
		山谷川目線道路整備事業	2,316,000	2,315,800	
		3 河川費	急傾斜地崩壊対策事業	5,000,000	5,000,000
			河川等維持管理事業	5,600,000	5,600,000
			準用河川改良事業	25,547,000	25,545,000
			都市基盤河川改良事業	210,327,000	210,324,000

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 国 県 支 出 金	特 定 地 方 債	財 源	
			そ の 他	一 般 財 源
円	円	円	円	円
	6,276,953	4,600,000		535,688
	683,978	500,000		59,619
	23,574,288	21,300,000		2,274,289
	66,603,993	66,600,000		3,992
	30,464,149	28,900,000		1,564,147
	46,377,977	41,700,000		4,677,977
	95,448,000	67,300,000		10,795,000
		15,600,000		1,797,000
	1,000,000			1,000,000
	69,613,747	51,300,000		5,656,701
	2,065,979	1,600,000		90,345
	11,177,800	10,100,000		1,077,800
	5,365,602	4,200,000		175,998
	4,950,000	3,600,000		450,000
	7,794,213	5,700,000		677,083
	46,841,778	36,400,000		1,988,594
	54,576,307	40,200,000		4,453,341
	14,127,054	12,700,000		1,427,053
	885,328	800,000		85,327
	32,154,900	26,400,000		2,908,554
	2,144,825	2,100,000		44,825
	4,864,943	4,300,000		564,944
	1,157,900	1,100,000		57,900
		5,000,000		
				5,600,000
	8,515,000	15,300,000		1,730,000
	140,216,000	63,000,000		7,108,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額
			円	円
8	土木費	3 河川費 普通河川改良事業	60,394,000	60,394,000
		4 都市計画費 道明地区土地地区画整理事業	103,078,000	101,557,133
		都南中央第三地区土地地区画整理事業	65,787,000	65,044,434
		太田地区土地地区画整理事業	261,838,000	251,369,020
		梨木町上米内線街路事業	83,383,000	67,573,054
		盛岡駅南大通線街路事業	108,974,000	108,974,000
		明治橋大沢川原線街路事業	346,759,000	346,626,268
		都市公園整備事業（補助）	30,196,000	30,195,120
		優良建築物等整備事業	33,700,000	33,700,000
		5 住宅費 住宅維持管理事務	21,608,000	21,608,000
		公営住宅ストック総合改善事業	187,995,000	187,995,000
		公営住宅建設事業	419,547,000	419,547,000
10	教育費	2 小学校費 仁王小学校校舎長寿命化改修事業	86,389,000	86,389,000
		トイレ改修事業	210,381,000	210,381,000
		小学校空調設備整備事業	2,588,219,000	2,588,199,800
		3 中学校費 城西中学校校舎長寿命化改修事業	29,550,000	7,794,480
		中学校空調設備整備事業	1,355,163,000	1,355,163,000
		4 高等学校費 市立高等学校バックネット改修事業	6,298,000	5,022,000
		5 幼稚園費 幼稚園空調設備整備事業	93,550,000	93,550,000
		6 社会教育費 中央公民館施設整備事業	502,140,000	502,139,044
		7 保健体育費 (仮称)盛岡学校給食センター建設事業	18,490,000	18,490,000
11	災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費 道路橋りょう災害復旧事業	14,697,000	14,697,000
		計	9,067,195,000	8,944,251,466

令和元年6月7日提出

左 の 財 源 内 訳				
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円
		55,500,000		4,894,000
80,631,844	10,212,243	9,600,000		1,113,046
	28,455,417	28,700,000		7,889,017
117,404,000	49,830,000	75,700,000		8,435,020
	12,630,248	49,500,000		5,442,806
	54,437,000	49,000,000	100,000	5,437,000
	158,413,134	168,600,000	800,000	18,813,134
	13,746,000	14,700,000		1,749,120
	16,850,000			16,850,000
21,608,000				
19,145,000	55,350,000	113,500,000		
13,535,000	140,612,000	265,400,000		
		64,700,000		21,689,000
	50,947,000	148,600,000		10,834,000
	313,599,000	2,226,900,000		47,700,800
		5,800,000		1,994,480
	145,120,000	1,184,800,000		25,243,000
				5,022,000
	2,211,000	89,400,000		1,939,000
		425,100,000		77,039,044
		13,800,000		4,690,000
	6,637,000	7,200,000		860,000
円	円	円	円	円
252,323,844	2,432,654,152	5,798,100,000	900,000	460,273,470

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 17 号

平成30年度盛岡市水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第 403号）第18条の2第1項の規定により，平成30年度盛

平成 30 年度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越額

款	項	事 業 名	継 続 費 額 の 総 額	平成 30 年 度 継 続 費 予 算 現 額				
				予 算 計 上 額	前 年 度 逡 次 繰 越 額	計		
				円	円	円	円	
1	資本的支出	1	建設費	沢田浄水場 経年更新事業	812,790,000	336,380,000	23,558,480	359,938,480

令和元年6月7日提出

岡市水道事業会計継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計継続費繰越計算書

支 払 義 務 生 額 (見込)	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
			企 業 債	国 庫 補 助 金	損 益 勘 定 金 留 保 資 金	そ の 他	
円	円	円	円	円	円	円	円
261,468,000	98,470,480	98,470,480	0	0	98,470,480	0	0

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 18 号

平成30年度盛岡市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により，平成30年度盛岡市水道事業会計

平成 30 年 度 盛 岡 市 水 道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額	翌 年 越 度 額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	2,823,269,000	1,636,686,688	988,999,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支 払 義 務 額	翌 年 越 度 額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	水道整備事業	863,151,000	666,919,480	17,204,000

令和元年6月7日提出

予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
工事負担金	出資金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
77,578,000	50,000,000	92,980,000	768,441,000	197,583,312	0	入札不調により、契約締結が出来なかったこと等による。

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
工事負担金	出資金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
0	0	0	17,204,000	179,027,520	0	関係機関との調整及び推進工法の変更による。

盛岡市長 谷藤裕明

報告第 19 号

平成30年度盛岡市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第3項の規定により、平成30年度盛岡市下水道事業会

平成 30 年 度 盛 岡 市 下 水 道

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	2,035,425,000	899,063,342	1,081,045,000

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道整備事業	1,380,275,000	1,233,288,239	39,556,000

令和元年6月7日提出

計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
413,200,000	0	444,353,000	223,492,000	55,316,658	0	関係機関との調整による。

左の財源内訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	工事負担金	国庫補助金	損益勘定 留保資金等			
円	円	円	円	円	円	
17,800,000	0	19,778,000	1,978,000	107,430,761	0	関係機関との調整による。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 20 号

平成30年度盛岡市病院事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第26条第 3 項の規定により，平成30年度盛岡市病院

平成30年度盛岡市病院事

地方公営企業法第26条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	臨床研修医室整備工事	9,900,000	0	9,900,000

令和元年 6 月 7 日提出

事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

業会計予算繰越計算書

左の財源内訳		不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
建設企業債	損益勘定等 留保資金等			
円	円	円	円	
9,900,000	0	0	0	工法等の検討に時間を要したことによる。

盛岡市長 谷 藤 裕 明

報告第 21 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市市営土地改良事業特別徴収金条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 28 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市市営土地改良事業特別徴収金条例の一部を改正する条例

盛岡市市営土地改良事業特別徴収金条例（平成 5 年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第36条の 2 第 1 項」を「第36条の 3 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

報告第 22 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成20年条例第19号）の一部を次のように改正する。
第 4 条第 2 号中「第 104条第 4 項第 2 号」を「第 104条第 7 項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

報告第 23 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 3 月 29 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED] 代表取締役社長 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 3,456円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年12月28日の夜間、盛岡市中央卸売市場青果配送センターB保冷庫内において、市が管理する加湿器が故障し、漏水したことにより、有限会社佐々寅青果が同場所に保管していた商品（サツマイモ、4 ケース）を汚損したことによる。

報告第 24 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金13,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 1 日、盛岡市湯沢西一丁目地内において、市道西部線を自動車で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 25 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 6,300円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 3 月 1 日、盛岡市松園二丁目地内において、市道清水頭西松園二丁目 1 号線を自動車
で走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 26 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 240,415円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年 4 月 18 日、盛岡市月が丘三丁目地内において、市道青山三丁目月が丘三丁目線をオートバイで走行中、道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落として転倒し、負傷及び車両を損傷したことによる。

報告第 27 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 2 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金56,600円也
- 3 損害賠償の原因

平成30年10月29日、盛岡市永井23地割地内において、市道留場線を自動車で走行中、道路端の舗装破損箇所に車輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 28 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 22 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて
次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金16,500円也
- 3 損害賠償の原因

平成28年 7 月 8 日、盛岡市藪川字大の平地内において、市道一の渡岩洞湖線を自動車で走行中、道路のサイドラインが不明瞭なため、道路脇にある U 型側溝に左側後輪を落とし、車両を損傷したことによる。

報告第 29 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年 4 月 25 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金18,474円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 1 月 1 日、盛岡市下太田沢田地内において、市道下太田 233号線を自動車で走行中、道路上に突出していたマンホール蓋調整用のボルトに車輪を乗り上げ、車両を損傷したことによる。

報告第 30 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例
の一部を改正する条例

盛岡市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例（平成28年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成32年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に、「第10条第 8 項第 5 号」を「第10条第 7 項第 6 号」に、「第42条の 4 第 8 項第 6 号」を「第42条の 4 第 8 項第 7 号」に、「第68条の 9 第 8 項第 5 号」を「第68条の 9 第 8 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第 31 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 13 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 盛岡市盛岡駅前通 1 番44号
氏名 盛岡ターミナルビル株式会社 代表取締役社長 XXXXXXXXXX
- 2 損害賠償の額 金93,960円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 4 月 1 日、盛岡市盛岡駅前通地内において市有車を駐車しようとしたところ、市有車上部の音声装置が相手方施設内のカーブミラーに接触し、破損したことによる。

報告第 32 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 8 号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
（仮称）青山二丁目アパート新 2 号館建設（建築主体）工事	契約金額「 421, 623, 360円 」を「 424, 501, 560円 」に改める。	令和元年 5 月 13 日

報告第 33 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 14 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 8,100円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 3 月 14 日，滝沢市穴口地内において，市道みたけ四丁目北陵中学校線を自動車で行中，道路上に発生していた穴ぼこに車輪を落とし，車両を損傷したことによる。

報告第 34 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 17 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金64,223円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 3 月 26 日、盛岡市八幡町地内において、市道中ノ橋通一丁目八幡町線を自動車で走行中、道路上の破損した平板ブロックが跳ね上がり、車両を損傷したことによる。

報告第 35 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 7 号の規定により，次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

盛岡市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第97条第 1 号中「指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）」を「児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第 131号）附則第 2 条第 4 項の規定により読替え後の児童福祉法（同条第 2 項に規定する読替え後の児童福祉法をいう。）第21条の 5 の 4 第 1 項第 2 号の規定に基づき条例で定める基準とみなされる社会福祉施設等の事業者等の要件及び設備等に関する基準を定める条例（平成30年岩手県条例第62号）」に、「」第55条の12」を「」第 3 条」に、「県条例第72条の 6 において準用する県条例第55条の12」を「同条」に改め，同条第 2 号及び第 4 号中「又は県条例第55条の12」を「又は県条例第 3 条」に、「県条例第72条の 6 において準用する県条例第55条の12」を「同条」に改める。

第 111条第 1 号及び第 2 号，第 150条の 2 第 1 号，第 2 号及び第 4 号並びに第 160条の 2 第 1 号，第 2 号及び第 4 号中「又は県条例第55条の12」を「又は県条例第 3 条」に、「県条例第72条の 6 において準用する県条例第55条の12」を「同条」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

報告第 36 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 7 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第 1 項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第 2 条第 9 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 21 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

- 1 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
- 2 損害賠償の額 金 211,572円也
- 3 損害賠償の原因

平成31年 4 月 24 日、盛岡市立下小路中学校地内において、草刈作業中、草刈機からの飛び石が駐車場に駐車していた車両に当たり、車両を損傷したことによる。